

## 宮城県国民健康保険運営協議会（第2回）での意見及び対応一覧

一連 番号	運営方針案の該当 (関連)箇所	意見の概要	対 応
1	第2章 国民健康保険の医療 に要する費用及び財 政の見通し (2)被保険者の年 齢構成 図2 P3	表1の国保被保険者の総数Bにおける65歳から74歳の構成比が44.7%で、図2の平成30年の65歳から74歳は44.8%と相違している。同じ数字になるのではないか。	図2の44.8%を44.7%に修正します。
2	第6章 医療費の適正化の取 組に関する事項 (8)受診の適正化 に係る県民に対する 意識啓発 P24	「不要不急の受診を抑制する」という文言について、伝えたいことは分かるが、「不要不急」の判断が一般県民の判断による「不要不急」なのか、専門医の判断による「不要不急」なのかが曖昧であるため、両方を取り入れることができる文言に変えてはどうか。	一般県民と専門医の判断による「不要不急」の両方を取り入れることができる適切な文言が見つからないため、以下のとおり追記することで、「不要不急」の定義を県民に啓発できる文言に修正します。 「不要不急の受診を抑制するなどの受診の適正化について、県は医療機関や各保険者とも連携しながら、県民の意識を高めるための普及啓発に努める。」